

## ●あらかしみかん事件

知財高裁 令和 6 年 5 月 28 日		
令和 6(行ケ)10004 審決取消請求事件		
当事者	原告:梅乃宿酒造(株) 被告:特許庁長官	判決要旨: 取引の実情によれば、本願商標をその指定商品に使用するときは、単にそれが「商品の原材料であるみかんが粗くこされた商品(粗くこしたみかんを使用した商品)」であること、すなわち商品の品質を表してなるものと理解、認識されるというべきであり、それ以外の商品については、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるとして、自他識別力は認められなかった。 また、使用による識別力の取得(3条2項)も認められなかった。  コメント: 取引の実情としては、「あらかし梅酒」「あらかし生酒」「…果肉をあらかしして、特徴のある酸味の、甘酸っぱいリキュールです」などといった「あらかし」の使用例が挙げられている。
対象商標	本願商標 「あらかしみかん」(標準文字)  第 33 類「日本酒、リキュール」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号)	


## ●オンライン医療モール事件

知財高裁 令和 6 年 7 月 8 日		
令和 6(行ケ)10010 審決取消請求事件		
当事者	原告:(株)グリーンメディック 被告:特許庁長官	判決要旨: 「医療モール」の文字が、「診療科が異なるいくつかのクリニックが 1 か所に集まっている運営形態」を表すために使用されている例などが挙げられ、本願商標は「オンライン」で行われる仮想的な「医療モール」、すなわち「様々な医療機関に係るサービスを、ネットワーク上の 1 か所のプラットフォーム上で提供又は利用できる仕組み」といった意味合いを容易に理解、認識させるとして、需要者は自他商品役務の識別標識としては認識しない判断された。  コメント: 本件とは別に、商標「デジタル医療モール」についても同様に争われたが、こちらも識別力は認められなかった(令和 6(行ケ)10011)。
対象商標	本願商標 「オンライン医療モール」 (標準文字)  第 9,35,44 類	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 6 号)	

●三金工業事件

知財高裁 令和 6 年 7 月 8 日		
令和 5(行ケ)10087 審決取消請求事件		
当事者	原告:テンツプライ シロテ インコーポレーテッド 被告:(株)DentalBank	判決要旨: まず、「三金」「サンキン」「SANKIN」を商品名に含む商品の売上、 広告宣伝、事業実績などから、これらの表示は引用商標権者又 はその製造販売に係る商品を表すものとして、歯科医療関係者の 間で広く認識されていたことが認められるとされた。 そして、これを前提とすると、本件商標は「工業」の部分が出所識 別標識としての称呼、観念が生じないのに対し、「三金」の部分は 歯科医療関係者に対しては出所識別標識としての印象を強く与 えているということができ、当該部分はその他の取引者、需要者か らみても同様にし出所識別標識としての称呼、観念が生じ得るか ら、本件商標の「三金」と「工業」とは分離して観察することが取引 上不自然であると思われるほどに不可分的に結合していると認め ることはできず、「三金」の部分を抽出し引用商標と比較して商標 の類否を判断することも許されるとされた。
対象 商標	本件商標 「三金工業」(標準文字) 第 5,10,40 類  引用商標 1・2 <b>Sankin</b> <b>サンキン</b> 第 5,10 類	その結果、全体的に考察すると、重複する指定商品につき、本件 商標は引用商標と類似すると判断された。 さらに、本件商標の指定役務のうち第 40 類「義歯の加工(「医療 材料の加工」を含む。）」については、少なくとも引用商標 1 の指定 商品である第 5 類「歯科用材料」又は引用商標 2 の指定商品で ある第 10 類「歯科用機械器具」の製造に含まれるか又はこれに 密接に関連する役務と考えられるから、商品役務間の同一性又 は類似性が認められると判断された(11 号)。 加えて、本件指定役務のうち第 40 類「金属の加工、セラミックの 加工」等については、引用商標権者又は同社と緊密な関係にある 事業者の業務に係る役務であると誤信されるおそれがあるとも判 断された(15 号)。  コメント: 上記の点で特許庁の判断が覆されたケースであり、商品役務間 の類似関係も認められている。 当事者・関係者間では、事業譲渡がなされた経緯もあるとのことだ が、4 条 1 項 7 号、同 19 号の該当性は否定されている。
結論	類似・混同する(商標法 4 条 1 項 11・15 号)	

●牧野日本植物圖鑑(書籍の題号)事件

東京地裁 令和6年7月8日		
令和5(ワ)70654 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告:株北隆館 被告:A	判決要旨: 不競法2条1項1号及び2号にいう「商品等表示」とは、出所表示機能を有するものに限られるというべきところ、書籍の題号はその書籍の内容を示すものにすぎず、出所表示機能を有するものとはいえないから、特段の事情がない限り書籍の題号は「商品等表示」に該当しないと解するのが相当であるとされた。
対象 商標	本件題号 「牧野日本植物圖鑑」  被告表示   ほか	その上で、「牧野日本植物圖鑑」という本件題号は、牧野執筆に係る日本の植物図鑑という書籍の内容を端的に示すものにすぎず、牧野という執筆者に特徴があるのは格別、書籍の題号としてはありふれたものであるから、本件題号には出所を示すような顕著な特徴はなく、出所表示機能を有するとする特段の事情もないなどとして、被告による違法は認められなかった。  コメント: 特段の事情については、一般に題号を同じくする書籍であっても、別々の発行者等により発行されているものが少なからず存在する点が考慮されている。
結論	非侵害(不競法2条1項1号・同2号)	